



# 埼玉県報

第 2 3 3 4 号  
平成23年10月28日  
金 曜 日

## 目次

### 訓令

- [埼玉県節電推進緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令\(産業労働政策課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県自動車保有関係手続OSSシステム機器等賃貸借に関する落札者等の公示\(税務課\)](#)
- [総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託に関する落札者等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [カーロケータシステム連携機器の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道保谷志木線\(志木市本町一丁目\)の供用開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣桶川さいたま線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣桶川さいたま線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山越生線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道針ヶ谷岡線の供用開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター手術用顕微鏡一式に関する入札公告\(経営管理課\)](#)

- [政治資金規正法に基づく政治団体の設立\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の解散届及び収支報告書の要旨\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [個人演説会等施設の変更\(選挙管理委員会\)](#)
- [個人演説会等施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)

# 訓令

埼玉県訓令第十五号

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県節電推進緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県節電推進緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県節電推進緊急対策本部設置規程（平成二十三年埼玉県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「夏季における」を「期間において」に改める。

第二条各号中「夏季における」を削る。

附則第二項中「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十四年十月三十一日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第八号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。  
別表第四市町村支援部の表スポーツ振興課の項第一号を次のように改める。

一 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務		法第三十五条第一項の規定に基づき、補助金の交付について、埼玉県スポーツ推進審議会の意見を求めること。
--	--	--

別表第四市町村支援部の表スポーツ振興課の項第三号の次に次のように加える。

四 埼玉県スポーツ推進審議会に関する事務	埼玉県スポーツ推進審議会規則（平成二十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）第三条の規定に基づき、委員及び臨時委員の任命に当たり、知事の意見を聴くこと。	
----------------------	---	--

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人シンフォニー
- 三 代表者の氏名  
室井 今日子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県志木市本町五丁目八番一号メイホームズ笹田マンションC号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者に対し社会参加を目指した支援活動を行い、福祉の増進を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 群青

三 代表者の氏名

影山 葉子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市道場二丁目五番三十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、超高齢化と超少子化がもたらす社会問題に対して、日本の伝統文化であるよさこいの披露を中心的な活動に据え、（１）地域交流会の開催、（２）老人介護ホームへの出張公演、（３）障害者施設での交流会開催、（４）地元の小中学校での実演講義などを通じて、地域に根付いた支援活動の実施を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人小地域IT推進活動・ITSLC
- 三 代表者の氏名  
田村 久夫
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市中新井四丁目二十八番六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会に対して、ITに関する事業を行い、住民に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あるふぁ
- 三 代表者の氏名  
亀井 環
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸二丁目六番三十三号和戸クレストヒルズ二 五号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対し、地域生活の援助活動を行い、障害者の単身生活に寄与することを目的とする。



# 告 示

埼玉県告示第千二百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県自動車保有関係手続OSSシステム機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成23年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号

5 落札金額

102,690,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年7月12日

# 告 示

埼玉県告示第千二百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成23年8月18日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社マックスコム 東京都渋谷区代々木2丁目2番1号

5 落札金額

39,123,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年7月5日

## 告 示

埼玉県告示第千二百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ネクスト福島
- 三 代表者の氏名  
遠 藤 浩 樹
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目十番地十六
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、東日本大震災で被災した福島県の住民に対して支援活動を行い、福島県の復興に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
マザーケアサービス	川口市並木3-29-17	有限会社 マザーケアサービス	居宅介護支援	平成23年9月1日
アースサポート所 沢	所沢市並木3-1-6-107	アースサポート株式会社	居宅介護支援	平成23年9月1日
介護用品のハッコウ 三郷営業所	三郷市市助126-2	株 式 会 社 白 興	特定福祉用具販売	平成23年8月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年8月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年8月1日
みどり薬局	深谷市上野台192-1	株 式 会 社 三 平	居宅療養管理指導	平成23年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年8月1日
根岸台薬局	朝霞市根岸台6-8-35根岸台クリニックビル102	有限会社ポートメディカル	居宅療養管理指導	平成23年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年8月1日
しほり薬局	飯能市緑町3-3	有限会社タウンメディカル	居宅療養管理指導	平成23年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年4月1日
デイサービスココファン 三郷中央	三郷市区画整理借換地164-1街区3画地(谷口490)	株 式 会 社 学 研 コ コ フ ァ ン	通 所 介 護	平成23年9月30日
			介護予防通所介護	平成23年9月30日
学研ココファン 三郷中央HC(ヘルパーセンター)	三郷市区画整理借換地164-1街区3画地(谷口490)	株 式 会 社 学 研 コ コ フ ァ ン	訪 問 介 護	平成23年9月30日
			介護予防訪問介護	平成23年9月30日
ショートステイ ケアサポートみさと	三郷市戸ヶ崎3-153-4	ケ ア サ ポ ー ト 株 式 会 社	短期入所生活介護	平成23年9月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成23年9月1日

株式会社 トーカイ 所沢営業所	所沢市南永井 8 7 7 - 2	株式会社 トーカイ	福祉用具貸与	平成23年10月1日
			特定福祉用具販売	平成23年10月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年10月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年10月1日
介護支援事業所 はらいち	上尾市原市 6 4 3 - 2 6	合同会社 ケアプランニング	居宅介護支援	平成23年10月1日
ケアマネステーション デン	春日部市南 2 - 2 - 6 8	有限会社 デン設計	居宅介護支援	平成23年10月1日
住まいル・ケア 白石工務店	幸手市千塚 1 8 4 3	株式会社 白石工務店	福祉用具貸与	平成23年8月1日
			特定福祉用具販売	平成23年8月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年8月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年8月1日
デイサービス 喜楽家 さって	幸手市東 2 - 1 0 - 1 5 増田ビル1階	株式会社 ユーケーサービス	通所介護	平成23年10月3日
			介護予防通所介護	平成23年10月3日
ウエルシア薬局 小川町2号店	比企郡小川町小川 1 2 2 7	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成23年9月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年9月1日
訪問介護事業所 やまぶき	川口市本蓮 3 - 4 - 3 1	株式会社 やまぶき	訪問介護	平成23年10月1日
			介護予防訪問介護	平成23年10月1日
ほほえみ居宅介護支援センター	川口市川口 6 - 4 - 3 0	医療法人 悠幸会	居宅介護支援	平成23年9月1日
ゆうゆう館	川口市川口 6 - 4 - 3 0	医療法人 悠幸会	通所介護	平成23年9月1日



			介護予防通所介護	平成23年9月1日
ハッピー加須中央・居宅介護支援事業所	加須市下三俣327-3 国分貸店舗	株式会社ジャパンケアサービス東日本	居宅介護支援	平成23年9月1日
ケアセンター 知恵の木の実	飯能市双柳391-30	有限会社 西部福祉企画	居宅介護支援	平成23年4月1日
デイサービスシンワ東松山	東松山市上唐子1491-2	株式会社国土信和	通所介護	平成23年9月1日
			介護予防通所介護	平成23年9月1日
ふるさとホーム八潮	八潮市南川崎字根通132-2	株式会社ヴァティ	特定施設入居者生活介護	平成23年10月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	平成23年10月1日
デイサービスセンター きずなふじみ野市西	ふじみ野市西1-3-5	株式会社 西頭	通所介護	平成23年10月1日
GENKI NEXT 越谷千間台東	越谷市千間台東2-6-12ビスカ1-B	株式会社ラウンド・ストリーム	通所介護	平成23年9月1日
			介護予防通所介護	平成23年9月1日
介護24人間東藤沢	人間市東藤沢5-104-46	オールウェイズ穂長合同会社	訪問介護	平成23年10月7日
			介護予防訪問介護	平成23年10月7日
デイサービスセンター クローバー	久喜市栄1-2-1	株式会社 F - s t y l e	通所介護	平成23年11月1日
			介護予防通所介護	平成23年11月1日
グループホーム フローラ久喜	久喜市吉羽1-6-29	株式会社関東メディカル・ケア	認知症対応型共同生活介護	平成23年5月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年5月1日
デイサービスセンター船木台	熊谷市船木台2-3-8	株式会社ケアサービス彩松	通所介護	平成23年10月1日
			介護予防通所介護	平成23年10月1日

かみしば5丁目歯科	深谷市上柴町東5-1-28美山ビル1F	若松 暢 成	居宅療養管理指導	平成23年9月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年9月1日
草加内科呼吸ケアクリニック	草加市草加1-4-5	新 謙 一	訪問リハビリテーション	平成23年9月1日
			居宅療養管理指導	平成23年9月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成23年9月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年9月1日
医療法人社団 彩明会 羽生デンタルクリニック	羽生市中央2-1-7 田中ビル2階201号室	医療法人社団 彩明会	居宅療養管理指導	平成23年1月6日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年1月6日
デイサービス ほのか	熊谷市善ヶ島931-2	有限会社エコステーション	通所介護	平成23年7月8日
			介護予防通所介護	平成23年7月8日
医療法人 井上整形外科	川口市並木2-7-1	医療法人 井上整形外科	通所リハビリテーション	平成23年1月1日
			居宅療養管理指導	平成23年1月1日
			介護予防通所リハビリテーション	平成23年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年1月1日
春の風居宅介護支援事業所かぞ	加須市騎西1062	株式会社日本メディケア・サポート	居宅介護支援	平成23年9月1日
春の風デイサービスかぞ	加須市騎西1062	株式会社日本メディケア・サポート	通所介護	平成23年9月1日
			介護予防通所介護	平成23年9月1日

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サ ー ビ ス の 種 類
所沢市医師会ヘルパーステーション	所在地	所 沢 市 上 安 松 1 2 2 4 - 7	所 沢 市 上 安 松 1 2 8 3 - 4	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
あざみ野在宅介護サービス	所在地	富 士 見 市 勝 瀬 1 4 6 5 ドレイクふじみ野303	富 士 見 市 ふ じ み 野 東 1 - 1 5 - 3 ドレイクふじみ野303	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
				居 宅 介 護 支 援
デイサービスあおいそら	名 称	あ お ぞ ら	デ イ サ ー ビ ス あ お い そ ら	通 所 介 護
				介 護 予 防 通 所 介 護
	所在地	桶 川 市 下 日 出 谷 9 2 8 - 1 3	上 尾 市 今 泉 1 - 2 7 - 6	通 所 介 護
				介 護 予 防 通 所 介 護
み さ き 薬 局	所在地	三 郷 市 采 女 1 - 1 5 0 - 5	三 郷 市 采 女 1 - 1 5 5 - 3	居 宅 療 養 管 理 指 導
				介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
ケアレンタル東埼玉	名 称	ヘルパーネット東埼玉	ケ ア レ ン タ ル 東 埼 玉	福 祉 用 具 貸 与
				介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				特 定 福 祉 用 具 販 売
				特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	休 止 年 月 日
S F C 薬 局 久 喜 店	久 喜 市 上 町 1 4 - 6	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 9 月 1 日
		居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 12 月 31 日

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
井 上 整 形 外 科	川 口 市 並 木 2 - 7 - 1	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 22 年 12 月 31 日
		介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 22 年 12 月 31 日
		居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 12 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 12 月 31 日
川 口 ク リ ニ ッ ク 老 人 デ イ ケ ア	川 口 市 本 町 4 - 1 - 8 川 口 セ ン タ ー ビ ル 1 階	訪 問 看 護	平 成 23 年 8 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 看 護	平 成 23 年 8 月 31 日
		訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 23 年 8 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 23 年 8 月 31 日
		通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 23 年 8 月 31 日
		介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 23 年 8 月 31 日
		居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 8 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 8 月 31 日
		居 宅 介 護 支 援	平 成 23 年 8 月 31 日
羽 生 デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	羽 生 市 中 央 2 - 1 - 7 - 2 0 1	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 12 月 31 日



		介護予防居宅療養管理指導	平成22年12月31日
スギ薬局本庄若泉店	本庄市若泉 2 - 5 - 1 4	居宅療養管理指導	平成22年7月24日
		介護予防居宅療養管理指導	平成22年7月24日
通所介護 ゆうゆう館	川口市川口 6 - 4 - 3 0	通所介護	平成23年8月31日
		介護予防通所介護	平成23年8月31日
ほほえみ居宅介護支援センター	川口市川口 6 - 4 - 3 0	居宅介護支援	平成23年8月31日
グループホーム“僚樹苑”	越谷市南越谷 5 - 2 4 - 1 8	認知症対応型共同生活介護	平成23年10月15日
		介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年10月15日
居宅介護支援事業所 寿	越谷市千間台東 2 - 3 6 6 - 6	居宅介護支援	平成23年7月31日
亀鶴園デイサービスセンター通所介護事業所	所沢市松郷 2 6 7 - 1	通所介護	平成23年3月31日
		介護予防通所介護	平成23年3月31日
株式会社 エム・イー・工房	所沢市南永井 8 7 7 - 2	福祉用具貸与	平成23年9月30日
		介護予防福祉用具貸与	平成23年9月30日
		特定福祉用具販売	平成23年9月30日
		特定介護予防福祉用具販売	平成23年9月30日

あさがおホットステーション東所沢	所沢市東所沢和田2-8-14 森田コーポ202	訪問介護	平成23年8月31日
		介護予防訪問介護	平成23年8月31日
ケアセンターさくら苑 熊谷営業所	熊谷市曙町3-67-1	訪問介護	平成23年9月30日
		介護予防訪問介護	平成23年9月30日
		居宅介護支援	平成23年9月30日
グリーンケア福祉用具貸与事業所 寄居店	大里郡寄居町寄居887	福祉用具貸与	平成23年9月30日
		介護予防福祉用具貸与	平成23年9月30日
		特定福祉用具販売	平成23年9月30日
		特定介護予防福祉用具販売	平成23年9月30日
グリーンケア福祉用具貸与事業所秩父店	秩父市下影森1260-1	福祉用具貸与	平成23年9月30日
		介護予防福祉用具貸与	平成23年9月30日
		特定福祉用具販売	平成23年9月30日
		特定介護予防福祉用具販売	平成23年9月30日
サニーホーム 居宅介護支援事業所	北本市北本宿162-1	居宅介護支援	平成18年12月31日

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開設者	所在地	指定年月日
のぞみクリニック	藤本 智美	日高市下鹿山 5 2 7 - 3	平成 23 年 9 月 1 日
中央脳神経外科	柿澤 敏之	熊谷市中央 1 - 1 4 2	平成 23 年 10 月 1 日
かとう泌尿器科クリニック	加藤 裕二	上尾市中分 1 - 2 7 - 9	平成 23 年 10 月 1 日
興村脳神経外科クリニック	興村 義孝	吉川市中曾根 2 - 6 - 6	平成 23 年 10 月 3 日
にしかわ脳神経外科クリニック	西川 秀人	八潮市大瀬 6 6 8 - 1	平成 23 年 10 月 1 日
久喜東クリニック	長手 基義	久喜市久喜東 2 - 3 5 - 5 M&Mビル1階	平成 23 年 9 月 1 日
所沢耳鼻咽喉科	大塚 崇志	所沢市久米 5 5 0 - 7	平成 23 年 10 月 1 日
かみしば5丁目歯科	若林 暢成	深谷市上柴町東 5 - 1 - 2 8 ミヤマビル101号	平成 23 年 9 月 1 日
ユニクスよしかわ歯科	浅川 勇人	吉川市栄町 7 9 7 - 1 ユニクス吉川店内店舗	平成 23 年 9 月 15 日
神田歯科医院	伊藤 公二	上尾市原新町 1 - 8	平成 23 年 9 月 26 日
みよし台歯科医院	医療法人社団 関輝会	入間郡三芳町みよし台 6 - 2 4 クエスト101号室	平成 23 年 9 月 1 日
すずらん薬局	埼玉スカイテック株式会社	熊谷市中央 1 - 1 4 1	平成 23 年 10 月 3 日
ウェルシア薬局小川町2号店	ウェルシア関東株式会社	比企郡小川町小川 1 2 2 7	平成 23 年 9 月 1 日
グリーンベル薬局志木店	有限会社メディカルボックス	志木市本町 5 - 1 9 - 2 1 M1ビル1F	平成 23 年 9 月 1 日
アズマ薬局日高店	有限会社アズマ薬局	日高市下鹿山 5 2 7 コマガワプラザ9号	平成 23 年 10 月 1 日

飛鳥薬局 羽生店	株式会社飛鳥薬局	羽生市東5-17-27 ASUKAビル1F	平成23年9月1日
日本調剤 ふじみ野薬局	日本調剤株式会社	富士見市ふじみ野西1-1-1 アイムプラザ3階	平成23年10月1日
有限会社メディカルブリッジみさき薬局	有限会社メディカルブリッジ	三郷市采女1-155-3	平成23年9月29日
せんし堂薬局 一本松店	株式会社ミツムラ	坂戸市厚川14-23	平成23年10月10日
そうごう薬局 吉川けやき通り店	総合メディカル株式会社	吉川市中曽根2-6-6	平成23年10月1日
加藤薬局 広瀬台店	株式会社加藤	狭山市広瀬台1-26-10	平成23年10月1日
日本調剤 川口東薬局	日本調剤株式会社	川口市西新井宿305-4	平成23年9月1日
イオン薬局 新座店	イオンリテール株式会社	新座市東北2-32-12	平成23年10月1日
ケアサポート訪問看護ステーション	株式会社社会福祉総合研究所	所沢市旭町7-9	平成23年9月1日
訪問看護ステーション ハートステーション	医療法人社団 ユーアイエメリー会	久喜市北青柳1519	平成23年1月1日

## 二 指定施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
薄井 健介	草加市西町1164 カサベラ草加205	友愛整骨院	草加市瀬崎7-30-12 サンシティコスモ101	平成23年9月5日
斉藤 和洋	北足立郡伊奈町寿3-232 ラ・セゾンプラザ306	はっとり鍼灸接骨院	さいたま市見沼区東大宮2-27-5	平成23年10月1日
高橋 香奈子	越谷市花田1-6-6ソルベージョ101	赤山整骨院	越谷市赤山町5-9-17	平成23年9月5日

國分	伸行	入間郡毛呂山町川角830-2	ごりら整骨院	入間郡毛呂山町前久保南3-22-6	平成23年10月1日
高津	裕幸	熊谷市大原2-2-13コーポイストウッドA-201	高津整骨院	熊谷市大原2-2-35	平成23年10月1日
原田	友希	熊谷市万吉2021-5	のぞみ整骨院	児玉郡上里町三町南25-1	平成23年10月1日
山崎	智起	草加市瀬崎2-23-24	せざき整骨院	草加市瀬崎2-23-24	平成23年10月11日
小島	一元	川口市安行藤八695-37	のぞみ鍼灸整骨院	川口市安行領根岸1197-18	平成23年9月22日
中里	和樹	所沢市東所沢1-18-12	むさしの接骨院	川越市砂1065-6	平成23年9月9日
伊藤	竜真	秩父市下影森408-6	ヴェルペンほっと治療院	飯能市南町3-3	平成23年10月1日
柳澤	一郎	南埼玉郡白岡町野牛1030-302	トリートメントウノ	さいたま市岩槻区金重190-6	平成23年9月9日

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
有限会社メディカルブリッジみさき薬局	三郷市采女 1 - 1 5 0 - 5	平成 23 年 5 月 31 日
のぞみクリニック	日高市下鹿山 4 9 1 - 1 0	平成 23 年 8 月 31 日
飛鳥薬局 羽生店	羽生市東 5 - 3 1 1 2	平成 23 年 8 月 31 日
エール薬局 草加店	草加市草加 3 - 8 - 1 5 池田マンション 1 0 3	平成 23 年 8 月 25 日
外島医院	春日部市粕壁東 1 - 5 - 3	平成 22 年 12 月 24 日



## 告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
木 田 歯 科 医 院	本 庄 市 児 玉 町 八 幡 山 1 8 5 - 1	平 成 23 年 10 月 31 日

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	休止年月日
S F C 薬局 久喜店	久喜市上町14-6	平成23年9月1日
医療法人高仁会川口クリニック	川口市本町4-1-8川口センタービル1階	平成23年8月31日

# 告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

平成二十二年埼玉県告示第千五百八十一号で公示した公共測量（道路台帳附図数値化）は、平成二十三年六月二十八日終了した旨測量計画機関の長である児玉郡美里町長原田信次から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千二百七十八号

平成二十二年埼玉県告示第千六百二十六号で公示した公共測量（空中写真測量）は、平成二十三年三月十八日終了した旨測量計画機関の長である加須市長大橋良一から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千二百七十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一 四 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

飯能市大字下川崎字芋久保一六五番一七の一部（Aブロック）

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一一八・五立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一 五 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

飯能市大字下川崎字芋久保一六五番一七の一部（Bブロック）

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二六五・五立方メートル



# 告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一 六 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

飯能市大字下川崎字芋久保一六五番一七の一部他三筆（Ｃブロック）

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三一五・一立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

飯能市大字下川崎字芋久保一六八番の一部他五筆（Dブロック）

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五五七・三立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一八 一 号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

飯能市大字下川崎字芋久保一七〇番一の一部他八筆（Eブロック）

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七一五・三立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

カーロケータシステム連携機器の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年3月1日(木)から平成29年2月28日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ  
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月9日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月8日（木）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月9日（金）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成23年12月9日（金）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年12月2日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年11月21日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話  
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Car  
Location System connecting equipment.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.,  
December 9,2011 By mail;4:00p.m., December 8,2011 In person;10:30  
a.m., December 9,2011
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance  
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head  
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,  
Telephone 048-832-0110 Ext.2247



# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

<p>保谷志木線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>志木市本町一丁目二四八一番地先か ら 同市本町一丁目二四八六番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年十月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十九年九月二十 一日埼玉県朝霞県土 整備事務所長告示第 七号で告示した道路 予定区域の一部供用 開始である。延長六 二・一二メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一 地 先 ま で</p>	<p>桶 川 市 東 二 丁 目 一 〇 一 一 番 四 地 先</p>	<p>区 間</p>
<p>一 五 ・ 四 〇 〜 二 七 ・ 四 〇</p>	<p>九 ・ 四 〇 〜 二 〇 ・ 九 〇</p>	<p>敷 地 の 幅 員  ( メ ー ト ル )</p>
<p>八 八 一 ・ 六 五</p>		<p>延 長  ( メ ー ト ル )</p>
<p>上 尾 市 町 谷 第 一 土 地 区 画 整 理 事 業</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

鴻巣桶川さいたま線	路 線 名
桶川市東二丁目一〇一三番五地先 から上尾市大字上字町谷一七九番 一地先まで	供用開始の区間
平成二十三年十月二十八日	供用開始の期日
延長九七九・四メートル	備 考

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東松山越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
掛五百二番一地先まで	東松山市大字葛袋字矢掛七百七番一地先から同市大字葛袋字矢	区 間
一〇・八三〇一七・一四	一〇・八三〇一七・一四	敷地の幅員 (メートル)
	二〇三・八九	延長 (メートル)
事	社会資本整備総合交付金(改築)工	備 考



# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

針ヶ谷岡線	路線名
深谷市針ヶ谷字東谷番一〇三六番四地 先から同市山河字宅地町五三二番一 地 先まで	供用開始の区間
平成二十三年十月二十八日	供用開始の期日
延長一七一・一八メートル	備考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年九月二十一日

指令川建セ第二三 二四 号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十月二十五日

川建セ第二三 六 号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字如意字熊野九六八番三、九六八番五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字如意九六八番三

渡辺 満寿雄

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年八月十八日

指令川建セ第二三〇〇二〇〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十月二十五日

川建セ第二三〇〇六二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字高谷字願所一二〇一番一、一二〇二番一、二五八七番

の一部、一二〇三番の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号

株式会社ディリーヤマザキ

代表取締役 佐藤 卓

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年十月十七日

指令川建セ第二〇〇一二〇一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十月二十六日

川建セ第二三〇〇六三号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字鳩山下二〇〇一番一、一九九五番三地先道路の

一部他十二筆

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市千代田四丁目九番十四号

コマイ建設株式会社

代表取締役 駒井 大吉

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年一月五日

指令川建セ第二二〇一一四〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十月二十六日

川建セ第二三〇〇六四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字韮負字五反田八五四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪九九一番地一

シャロームD二〇一号室

山田 達也

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

手術用顕微鏡 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成24年2月29日（水）まで

### (4) 納入場所

埼玉県立小児医療センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。



### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約事務に関する問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 敷藤(すどう)・原田

電話048-830-5985 (直通) ファクシミリ048-830-4905

- (2) 仕様に関する問い合わせ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100

埼玉県立小児医療センター業務部 増田

電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月9日(金)午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年12月8日(木)午後5時まで

(必着)。

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成23年12月9日(金)午前11時30分

なお、開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた

額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年11月18日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ、郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと（上記アのなお書きの場合は、この限りでない。）。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年11月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資

格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話  
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Surgical microscope

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., December 9, 2011 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., December 8, 2011)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、  
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党埼玉県川口市議会第2支部	船津 由徳	船津 由美子	鳩ヶ谷市里1180	平成23年9月9日

(2) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
朝霞を笑顔にする会	柏谷 勝幸	丸山 英三	朝霞市溝沼5-15-17-502	平成23年9月13日
岩崎たかし後援会	岩崎 隆志	岩崎 智枝子	桶川市川田谷6703-15	平成23年9月1日
大塚拓日高市後援会	清水 満雄	横手 祐次	日高市楡木297	平成23年9月13日
加藤ただし後援会	村田 四郎	加藤 正志	桶川市寿1-3-7	平成23年9月26日
加藤ただし政策フォーラム	加藤 正志	加藤 紀恵子	桶川市寿1-3-7	平成23年9月26日
くろかわしげる後援会	黒川 滋	池本 文香	朝霞市三原3-31-9-404	平成23年9月12日
政修会	武藤 修	信田 勝彦	上尾市西宮下1-7-2 ロマーヌ上尾第一302号	平成23年9月27日
大都市行財政懇談会	花岡 能理雄	花岡 豊	さいたま市緑区原山1-22-2-701	平成23年9月12日
所沢の明るい未来の会	荒幡 雅一	宇佐美 保政	所沢市喜多町10-3	平成23年9月1日
中村和平後援会	中村 和平	中村 和平	新座市石神3-17-19	平成23年9月15日
野口ひろあき後援会	高瀬 博	野口 マリ子	鳩ヶ谷市本町4-8-28	平成23年9月15日

富士見市元気計画を支援する会	西山 ひろみ	斉藤 良夫	富士見市針ヶ谷 2-9-9-303	平成 23 年 9 月 12 日
保坂てるお後援会	保坂 輝雄	保坂 宏子	桶川市加納 78-4	平成 23 年 9 月 9 日
星野良行後援会	高橋 良吉	本多 勝	上尾市原市 23-1	平成 23 年 9 月 12 日
前島るり後援会	前島 るり	前島 聡	上尾市本町 6-3-26-6	平成 23 年 9 月 16 日

(イ)法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
黄川田仁志と新しい政治を实践する会	黄川田 仁志	石井 あゆ子	越谷市越ヶ谷 2-8-31	衆議院議員	平成23年9月12日

(ウ)法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
黄川田仁志と新しい政治を实践する会	黄川田 仁志	石井 あゆ子	越谷市越ヶ谷 2-8-31	黄川田 仁志	衆議院議員	平成23年9月12日
三ツ林裕巳後援会	石井 明	鈴木 進	幸手市千塚 490-1	三ツ林 裕巳	衆議院議員	平成23年9月26日

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、  
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党川越支部	代表者	渋谷 実	中野 清	平成23年9月14日
	会計責任者	若海 保	松井 釜太郎	同上
	主たる事務所の所在地	川越市古谷上5928-3	川越市久保町5-3	同上
自由民主党埼玉県倉庫支部	代表者	小野 寿勇	黒岩 秀隆	平成23年9月1日
自由民主党埼玉県薬剤師支部	代表者	内山 宣世	小嶋 富雄	平成23年9月9日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
大里郡市農協政治連盟	代表者	福田 征芳	根岸 芳弘	平成23年9月27日
	会計責任者	今井 一二	丸山 和男	同上
北足立農協政治連盟	代表者	星野 勝太郎	島村 功作	平成23年9月27日
	会計責任者	山根 信夫	蛭間 俊彦	同上
北葛飾農協政治連盟	代表者	岡田 貢	吉田 力	平成23年9月8日
	会計責任者	鹿野 新佐	岡田 貢	同上
埼玉県市民ネットワーク	代表者	末吉 美帆子	神田 順子	平成23年9月29日
	会計責任者	伊藤 謙三	保田 登美子	同上
	主たる事務所の所在地	鶴ヶ島市富士見2-12-15	さいたま市南区鹿手袋2-4-15	同上



埼玉県電気工事政治連盟	代表者	プラザ横山クラブメゾン鶴ヶ島内 沼尻 芳治	－ 1 0 1 小澤 浩二	平成 23 年 9 月 12 日
埼玉県藤井基之薬剤師後援会	代表者	内山 宣世	小嶋 富雄	平成 23 年 9 月 9 日
埼玉県薬剤師連盟	代表者	内山 宣世	小嶋 富雄	平成 23 年 9 月 9 日
所沢生き生きタウンをつくる会	代表者	船木 淳	石本 亮三	平成 23 年 9 月 2 日
	会計責任者	野上 和江	浅野 美恵子	同上
所沢未来の会	名称	所沢未来の会	飛翔の会	平成 23 年 9 月 15 日
長谷部よしあき後援会	代表者	長谷部 章	石井 昭	平成 23 年 9 月 9 日
武州嶋田政心會	名称	武州嶋田政心會	政心塾	平成 23 年 9 月 12 日
	主たる事務所の所在地	さいたま市岩槻区加倉 1－5－1 ベルピア岩槻 1－1－205号室	川口市前上町 6－10 ドミール B 102	同上

## 告 示

埼玉県選挙管告示第四百四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成23年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。）

(1) 政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党埼玉県東第十一区第一支部	平成23年 9月 9日	平成23年 9月 9日
自由民主党埼玉県南第二十区第一支部	平成23年 9月30日	平成23年 9月30日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
逢澤義朗後援会連合会	平成23年 9月 9日	平成23年 9月 9日
逢政会	平成23年 9月 9日	平成23年 9月 9日
埼玉清志会	平成23年 8月25日	平成23年 9月13日
島田ちやこ明海大学同窓後援会	平成23年 9月22日	平成23年 9月22日
政治結社樹龍会	平成23年 9月13日	平成23年 9月13日
田中そういちろう後援会	平成23年 8月31日	平成23年 9月13日
21世紀会	平成23年 9月30日	平成23年 9月30日

別記2（平成23年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。）

(1) 政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党和光支部	平成23年 3月 31日	平成23年 9月16日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
永沼ひろゆき後援会	平成23年 9月30日	平成23年 9月30日
野口ひろあき後援会	平成23年 9月15日	平成23年 9月15日
民間市長をつくる会	平成23年 9月30日	平成23年 9月30日
やさしい新座づくり	平成23年 9月15日	平成23年 9月15日

別記3

政治団体の名称 自由民主党埼玉県東第十一区第一支部

報告年月日 平成23年1月28日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,451,187円

ア 前年繰越額 59,383円

イ 本年収入額 1,391,804円

(2) 支出総額 1,373,546円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄付 300,000円

イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入

a 機関紙発行事業 15,000円

ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(ア) 自由民主党埼玉県支部連合会

1,000,000円

(イ) 自由民主党三郷支部 70,800円

エ その他の収入

10万円未満の収入 6,004円

合計 1,391,804円

[ 寄附の内訳 ]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

逢澤 義朗 300,000円 三郷市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費 240,000円

(イ) 備品・消耗品費 3,150円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費 419,235円

(イ) 選挙関係費 222,838円

(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 宣伝事業費 12,200円

(エ) 調査研究費 376,123円

(オ) 寄附・交付金 100,000円

合計 1,373,546円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 100,000円)

報告年月日 平成23年9月9日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 397,645円

ア 前年繰越額 77,641円

イ 本年収入額 320,004円

(2) 支出総額 397,645円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄付 185,004円

b 政治団体からの寄附 135,000円

合計 320,004円

[ 寄附の内訳 ]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

逢澤 義朗 185,004円 三郷市

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

逢政会 135,000円 八潮市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費 100円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費 81,363円

(イ) 選挙関係費 273,382円

(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 宣伝事業費	10,000 円
(エ) 調査研究費	32,800 円
合 計	397,645 円

政治団体の名称 自由民主党埼玉県南第二十区第一支部

報告年月日 平成23年9月30日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	2,691,189 円
ア 前年繰越額	229,681 円
イ 本年收入額	2,461,508 円
(2) 支出総額	0 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 法人その他の団体からの寄附	2,461,508 円
合 計	2,461,508 円

[ 寄附の内訳 ]

ア 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金 額)	(事務所の所在地)
(株)コスモホーム	2,461,508 円	川口市

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	2,691,189 円
ア 前年繰越額	2,691,189 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	2,691,189 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 寄附・交付金	2,691,189 円
合 計	2,691,189 円

政治団体の名称 逢澤義朗後援会連合会

報告年月日 平成23年1月28日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	4,366,951 円
ア 前年繰越額	244,592 円
イ 本年收入額	4,122,359 円
(2) 支出総額	4,022,938 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄付	1,346,174 円
b 政治団体からの寄附	1,500,000 円
イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
a 早稲田地区新春の集い会費収入	486,000 円
b 東和地区新春の集い会費収入	329,000 円
c 彦成地区新春の集い会費収入	169,000 円
d 新三郷地区新春の集い会費収入	138,000 円
e 意見交換会会費収入	154,000 円
ウ その他の収入	
10万円未満の収入	185 円
合 計	4,122,359 円

[ 寄附の内訳 ]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金 額)	(住 所)
逢澤 義朗	1,200,000 円	三郷市
中村 健	146,174 円	三郷市

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金 額)	(事務所の所在地)
逢政会	1,500,000 円	八潮市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 光熱水費	73,312 円
----------	----------

(イ) 備品・消耗品費	611,109 円
(ウ) 事務所費	95,005 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	2,446,641 円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 宣伝事業費	427,380 円
(ウ) 調査研究費	223,317 円
(エ) その他の経費	146,174 円
合 計	4,022,938 円

報告年月日 平成23年9月9日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,547,047 円
ア 前年繰越額	344,013 円
イ 本年收入額	1,203,034 円
(2) 支出総額	1,547,047 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄付	252,382 円
b 政治団体からの寄附	217,652 円
イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
a 議会傍聴会費収入	671,000 円
b 後援会新春懇談会会費収入	52,000 円
c 梯子乗り祝	10,000 円
合 計	1,203,034 円

[ 寄附の内訳 ]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
逢澤 義朗	252,382 円	三郷市	
イ 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
逢政会	217,652 円	八潮市	

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 光熱水費	22,183 円
(イ) 備品・消耗品費	106,787 円
(ウ) 事務所費	74,189 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	1,210,709 円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 宣伝事業費	113,489 円
(ウ) 調査研究費	19,690 円
合 計	1,547,047 円

政治団体の名称 逢政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 逢澤 義朗

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成23年1月28日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	2,228,362 円
ア 前年繰越額	460,167 円
イ 本年收入額	1,768,195 円
(2) 支出総額	2,181,079 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄附	1,768,000 円
イ その他の収入	
10万円未満の収入	195 円
合 計	1,768,195 円

[ 寄附の内訳 ]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
森 咲枝	360,000 円	三郷市	

青木 忠秀	240,000 円	八潮市
安達 宜秀	120,000 円	八潮市
北田 光哲	120,000 円	吉川市
樋口 孝四郎	390,000 円	東京都台東区
中村 健	450,000 円	三郷市
その他の寄附	88,000 円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		
(ア) 備品・消耗品費	326,914 円	
イ 政治活動費		
(ア) 組織活動費	92,064 円	
(イ) 調査研究費	262,101 円	
(ウ) 寄附・交付金	1,500,000 円	
合 計	2,181,079 円	
報告年月日	平成 23 年 9 月 9 日	
(平成 23 年分)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	467,301 円	
ア 前年繰越額	47,283 円	
イ 本年収入額	420,018 円	
(2) 支出総額	467,301 円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 寄 附		
(ア) 寄 附		
a 個人からの寄附	420,000 円	
イ その他の収入		
10万円未満の収入	18 円	
合 計	420,018 円	
〔 寄附の内訳 〕		
ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
森 咲枝	90,000 円	三郷市
青木 忠秀	60,000 円	八潮市

樋口 孝四郎	90,000 円	東京都台東区
中村 健	135,000 円	三郷市
その他の寄附	45,000 円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		
(ア) 事務所費	2,129 円	
イ 政治活動費		
(ア) 組織活動費	53,340 円	
(イ) 調査研究費	59,180 円	
(ウ) 寄附・交付金	352,652 円	
合 計	467,301 円	

政治団体の名称 **埼玉清志会**

報告年月日 平成 23 年 1 月 20 日

(平成 22 年分)

1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	158,117 円	
ア 前年繰越額	153,089 円	
イ 本年収入額	5,028 円	
(2) 支出総額	101,995 円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 寄 附		
(ア) 寄 附		
a 個人からの寄附	5,000 円	
イ その他の収入		
10万円未満の収入	28 円	
合 計	5,028 円	

〔 寄附の内訳 〕

ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
その他の寄附	5,000 円	

(2) 支出の内訳		
ア 政治活動費		

(ア) 組織活動費	101,995 円
合 計	101,995 円

報告年月日 平成 23 年 9 月 13 日

(平成 23 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	56,125 円
ア 前年繰越額	56,122 円
イ 本年収入額	3 円
(2) 支出 総 額	56,125 円

2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	
10万円未満の収入	3 円
合 計	3 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	56,125 円
合 計	56,125 円

政治団体の名称 島田ちや子明海大学同窓後援会

国会議員関係政治団体の区分 2号団体

公職の候補者の氏名 島田 智哉子

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 平成 23 年 5 月 30 日

(平成 22 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出 総 額	0 円

報告年月日 平成 23 年 9 月 22 日

(平成 23 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	0 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出 総 額 0 円

政治団体の名称 政治結社樹龍会

報告年月日 平成 23 年 9 月 13 日

(平成 22 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出 総 額	0 円

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出 総 額	0 円

政治団体の名称 田中そういちろう後援会

報告年月日 平成 23 年 1 月 25 日

(平成 22 年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	1,550,000 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	1,550,000 円
(2) 支出 総 額	1,346,435 円

2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄付	1,500,000 円
b 政治団体からの寄附	50,000 円
合 計	1,550,000 円



〔 寄附の内訳 〕		
ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
田中 三郎	1,100,000 円	南埼玉郡白岡町
弓木 進一	100,000 円	南埼玉郡白岡町
その他の寄附	300,000 円	
イ 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
その他の寄附	50,000 円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 備品・消耗品費	37,025 円
(イ) 事務所費	4,400 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	143,390 円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 機関紙誌の発行事業費	267,750 円
b 宣伝事業費	890,505 円
(ウ) 調査研究費	2,000 円
合 計	1,346,435 円

報告年月日 平成23年9月13日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	753,582 円
ア 前年繰越額	203,565 円
イ 本年收入額	550,017 円
(2) 支出総額	339,505 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄付	500,000 円
b 政治団体からの寄附	50,000 円
イ その他の収入	

10万円未満の収入 17 円

合 計 550,017 円

〔 寄附の内訳 〕

ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
田中 弥生	500,000 円	南埼玉郡白岡町
イ 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
その他の寄附	50,000 円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 備品・消耗品費	49,745 円
(イ) 事務所費	51,330 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	27,590 円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 宣伝事業費	210,000 円
(ウ) その他の経費	840 円
合 計	339,505 円

政治団体の名称 **21世紀会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 峯岸 光夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成23年9月30日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	5,250,000 円
ア 前年繰越額	4,250,000 円
イ 本年收入額	1,000,000 円
(2) 支出総額	5,250,000 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(ア) 寄 附	

a 政治団体からの寄附 1,000,000 円  
 合 計 1,000,000 円

[ 寄附の内訳 ]

ア 政治団体からの寄附  
 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)  
 自由民主党埼玉支部連合会 100,000 円 さいたま市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費  
 (ア) 寄附・交付金 5,250,000 円  
 合 計 5,250,000 円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円  
 ア 前年繰越額 0 円  
 イ 本年収入額 0 円  
 (2) 支出総額 0 円

政治団体の名称 自由民主党和光支部

報告年月日 平成23年9月16日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円  
 ア 前年繰越額 0 円  
 イ 本年収入額 0 円  
 (2) 支出総額 0 円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 128,695 円  
 ア 前年繰越額 0 円  
 イ 本年収入額 128,695 円  
 (2) 支出総額 0 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳  
 ア 個人の負担する党費又は会費 128,400 円

イ その他の収入

10万円未満の収入 295 円

合 計 128,695 円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 256,068 円

ア 前年繰越額 128,695 円

イ 本年収入額 127,373 円

(2) 支出総額 0 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費 127,200 円

(56 人)

イ その他の収入

10万円未満の収入 173 円

合 計 127,373 円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 256,068 円

ア 前年繰越額 256,068 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

政治団体の名称 永沼ひろゆき後援会

報告年月日 平成23年9月30日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,200,000円	イ 本年收入額	0円
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出総額	0円
イ 本年收入額	1,200,000円	(平成23年分)	
(2) 支出総額	1,200,000円	1 収入・支出の総額	
2 収入・支出の内訳		(1) 収入総額	0円
(1) 収入の内訳		ア 前年繰越額	0円
ア 寄附		イ 本年收入額	0円
(ア) 寄附		(2) 支出総額	0円
a 個人からの寄付	1,200,000円		
合計	1,200,000円	政治団体の名称	<b>野口ひろあき後援会</b>
[ 寄附の内訳 ]		報告年月日	平成23年9月15日
ア 個人からの寄附		(平成21年分)	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)		1 収入・支出の総額	
永沼 宏之 1,200,000円 行田市		(1) 収入総額	113,360円
(2) 支出の内訳		ア 前年繰越額	113,360円
ア 政治活動費		イ 本年收入額	0円
(ア) 組織活動費	1,200,000円	(2) 支出総額	0円
合計	1,200,000円	(平成22年分)	
(平成20年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	113,360円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	113,360円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年收入額	0円
イ 本年收入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成23年分)	
(平成21年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	113,360円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	113,360円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年收入額	0円
イ 本年收入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円		
(平成22年分)		政治団体の名称	<b>民間市長をつくる会</b>
1 収入・支出の総額		報告年月日	平成23年9月30日
(1) 収入総額	0円	(平成19年分)	
ア 前年繰越額	0円	1 収入・支出の総額	

(1) 収入総額	237,836円		イ 本年收入額	0円
ア 前年繰越額	0円		(2) 支出総額	0円
イ 本年收入額	237,836円		(平成23年分)	
(2) 支出総額	237,836円		1 収入・支出の総額	
2 収入・支出の内訳			(1) 収入総額	0円
(1) 収入の内訳			ア 前年繰越額	0円
ア 寄附			イ 本年收入額	0円
(ア) 寄附			(2) 支出総額	0円
a 個人からの寄付	237,836円			
合計	237,836円		政治団体の名称	やさしい新座づくり
[ 寄附の内訳 ]			報告年月日	平成23年9月15日
ア 個人からの寄附			(平成19年分)	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)			1 収入・支出の総額	
永沼 宏之 237,836円 行田市			(1) 収入総額	0円
(2) 支出の内訳			ア 前年繰越額	0円
ア 政治活動費			イ 本年收入額	0円
(ア) 組織活動費	237,836円		(2) 支出総額	0円
合計	237,836円		(平成20年分)	
(平成20年分)			1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額			(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円		ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円		イ 本年收入額	0円
イ 本年收入額	0円		(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円		(平成21年分)	
(平成21年分)			1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額			(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円		ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円		イ 本年收入額	0円
イ 本年收入額	0円		(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円		(平成22年分)	
(平成22年分)			1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額			(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円		ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円		イ 本年收入額	0円

(2) 支 出 総 額	0 円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収 入 総 額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支 出 総 額	0 円

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、  
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
岩崎 隆志	桶川市議会議員	岩崎たかし後援会	桶川市川田谷6703-15	平成23年9月1日
柏谷 勝幸	朝霞市議会議員	朝霞を笑顔にする会	朝霞市溝沼5-15-17-502	平成23年9月13日
加藤 正志	桶川市議会議員	加藤ただし政策フォーラム	桶川市寿1-3-7	平成23年9月26日
黄川田 仁志	衆議院小選挙区選出議員	黄川田仁志と新しい政治を实践する会	越谷市越ヶ谷2-8-31	平成23年9月12日
黒川 滋	朝霞市議会議員	くろかわしげる後援会	朝霞市三原3-31-9-404	平成23年9月12日
保坂 輝雄	桶川市議会議員	保坂てるお後援会	桶川市加納78-4	平成23年9月9日
前島 るり	上尾市議会議員	前島るり後援会	上尾市本町6-3-26-6	平成23年9月16日

# 告 示

埼玉県選管告示第百五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、  
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲



(平成23年9月1日～9月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
逢澤 義朗	埼玉県議会議員	逢政会	平成23年9月9日	平成23年9月9日
峯岸 光夫	埼玉県議会議員	21世紀会	平成23年9月30日	平成23年9月30日

# 告 示

埼玉県選管告示第百五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、川口市選挙管理委員会から次のとおり名称、所在地、管理者及び収容人員の変更があった旨の報告があった。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所 在 地	管 理 者	収容人員
（旧）鳩ヶ谷市立 青少年会館第一体 育室兼会議室	（旧）埼玉県鳩ヶ谷市本町一 丁目十二番十九号	（旧）鳩ヶ谷市 教育委員会	百二十人
（新）川口市立鳩 ヶ谷武道場第一体 育室兼会議室	（新）埼玉県川口市鳩ヶ谷本 町一丁目十二番十九号	（新）川口市教 育委員会	百二十人
（旧）鳩ヶ谷市立 福祉センター大会 議室	（旧）埼玉県鳩ヶ谷市桜町六 丁目四番三号	（旧）鳩ヶ谷市 長	百二十人
（新）鳩ヶ谷福祉 センター大会議室	（新）埼玉県川口市桜町六丁 目四番五号	（新）川口市社 会福祉事業団	百二十人
（旧）鳩ヶ谷市立 コミュニティセン ター	（旧）埼玉県鳩ヶ谷市八幡木 一丁目二十二番地の五号	（旧）鳩ヶ谷市 長	（旧）五十 人
（新）川口市立鳩 ヶ谷コミュニティ センター	（新）埼玉県川口市八幡木一 丁目二十二番地の五	（新）川口市長	（新）七十 人

施設の名称	(旧) 鳩ヶ谷市民センター多目的ホール	所在地	(旧) 埼玉県鳩ヶ谷市大字里千六百五十番地の一	管理者	(旧) 鳩ヶ谷市長	収容人員	百三十二人
(新) 川口市立鳩ヶ谷駅市民センター多目的ホール	(旧) 鳩ヶ谷市立ふれあいプラザさくら多目的室	(新) 埼玉県川口市大字里千六百五十番地の一	(旧) 埼玉県鳩ヶ谷市桜町二丁目四番二十四号	(新) 川口市長	(旧) 鳩ヶ谷市長	人	百七十人
(新) 川口市立ふれあいプラザさくら多目的室	(新) 埼玉県川口市桜町二丁目四番二十四号	(新) 川口市長					

# 告示

埼玉県選管告示第百五十二号

川口市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十三年十月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
川口市立幸町青少年センター	埼玉県川口市幸町二丁目五番二号	川口市長	四十人
川口市立芝東青少年センター	埼玉県川口市芝一丁目三十一番八号	川口市長	九十人
川口市立西川口青少年センター	埼玉県川口市西川口六丁目十六番二十九号	川口市長	三十人
川口市立前川青少年センター	埼玉県川口市前川二丁目二十四番四号	川口市長	五十人
川口市立元郷青少年センター	埼玉県川口市元郷二丁目一番十一号	川口市長	五十人
川口市立本町青少年センター	埼玉県川口市本町四丁目十三番十一号	川口市長	四十人
川口市立並木青少年センター	埼玉県川口市並木三丁目二十番一号	川口市長	五十人